

# 市内他区より転入・区内で転居したときの手続き

以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は忘れずに手続きしましょう。

チェック	必 要 な 手 続 き	持参するもの	手続きの仕方・手続きが必要な方	窓 口
	マイナンバーカード(個人番号カード)の住所変更手続き	◇マイナンバーカード(個人番号カード)	新住所を記載しますので、窓口に提出してください。 ※住所変更には暗証番号が必要です。	
	住民基本台帳カードの住所変更手続き	◇住民基本台帳カード		【1階 23番～27番】 戸籍住民課 住民記録係 889-2030
	印鑑登録の住所変更手続き	_____	住民票の転居届により印鑑登録は自動的に住所変更されますので手続きは不要です。	
	小中学校の転校手続き	_____	転居届の際に窓口で入校票を発行します。在学証明書と入校票は学校へ提出してください。	
	国民年金加入者の住所変更手続き	_____	第1号被保険者(自営業・学生など)の方と任意加入者の方は、住民票の転居届により自動的に住所変更されますので手続きは不要です。	【1階 2番】 保険年金課 年 金 係 889-2066
	年金受給者の住所変更手続き	_____	原則不要です。ただし、年金機構にマイナンバーが登録されていない方、年金受取口座を変更する方、施設入所や成年後見を受けているなどで住民票と異なる場所に年金機構からの郵送を希望される方等は、年金事務所へお問い合わせください。	新さっぽろ 年金事務所 892-9313
	国民健康保険の住所変更手続き	◇国民健康保険証 ◇納付通知書	右記、担当窓口で手続きしてください。	【1階 1番】 保険年金課 保 険 係 889-2061
	介護保険の住所変更手続き	◇被保険者証		
	後期高齢者医療の住所変更手続き	_____	住民票の転居届により自動的に住所変更されますので、窓口での手続きは不要です。※被保険者証は後日ご自宅宛て郵送となります。	
	身体障害者手帳の住所変更手続き	◇身体障害者手帳	右記、担当窓口で手続きしてください。	【1階 5番】 保健福祉課 相談担当 889-2043
	療育手帳の住所変更手続き	◇療育手帳		
	精神障害者保健福祉手帳の住所変更手続き	◇精神障害者保健福祉手帳		
	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の住所変更手続き	_____		

チェック	必要な手続き	持参するもの	手続きの仕方・手続きが必要な方	窓口	
	敬老優待乗車証の住所変更		敬老優待乗車証はそのまま使用できます。手続きは必要ありません。	【1階 6番】 保健福祉課 給付事務係 889-2040	
	母子父子寡婦福祉資金の住所変更手続き等	◇印鑑	資金の貸付を受けている区の母子・婦人相談員へご連絡ください。	【2階 13番】 健康・子ども課 子ども家庭福祉担当 889-2051	
	保育所・幼稚園入所児童(申込中含む)の住所変更手続き	_____	保育所入所児童世帯状況変更届を提出してください。(ただし、区内転居で世帯構成に変更がない場合は提出不要です。)	_____	
	犬を飼育している方	_____	動物管理センター(011-736-6134)へ電話するか保健所または、区役所健康・子ども課へ届け出してください。	【2階 15番】 健康・こども課 生活衛生係 889-2408	
	指定難病、特定疾患、肝炎治療特別促進事業等の住所変更手続き	◇受給者証 ◇保険証	右記、担当窓口で手続きをしてください。	【2階 14番】 健康・子ども課 保健予防係 889-2047	
	子ども医療費受給者証の住所変更手続き	◇受給者証	右記、担当窓口で手続きしてください。	【1階 7番】 保健福祉課 福祉助成係 889-2037	
	ひとり親家庭等医療費受給者証の住所変更手続き				
	重度心身障がい者医療費受給者証の住所変更手続き				
	児童手当の住所変更手続き		住民票の転居届により自動的に住所変更されますので、手続きは不要です。ただし、受給者と児童の住所が別になる場合は手続きが必要になります。	【1階 8番】 保健福祉課 福祉助成係 889-2037	
	児童扶養手当・特別児童扶養手当の住所変更手続き	◇手当証書 ◇その他必要書類あり	右記、担当窓口で手続きしてください。		
	災害遺児手当の住所変更手続き	_____			
	心身障害者扶養共済制度の住所変更手続き	_____			
	特別奨学金の住所変更手続き	◇印鑑	右記、担当窓口で手続きしてください。	【1階 9番】 保健福祉課 地域福祉係 889-2034	
	水道・下水道の住所変更手続き	_____	水道局電話受付センターへ電話でご連絡ください。	水道局 電話受付センター 211-7770	
	札幌市営墓地・靈園の住所変更手続き	◇墓地使用許可証 ◇転居先の住民票	札幌市営墓地・靈園にお墓をお持ちの方は、保健所施設管理課へご連絡ください。	大通西19丁目 W E S T 19 保健所 3階施設管理課 ☎616-2855	

札幌市清田区役所

〒004-8613 札幌市清田区平岡1条1丁目2番1号

電話 (代) 889-2400